

香港投資ガイド

青葉監査法人
AOBA GROUP

Room 301, 3/F, Sun Hung Kai Centre,
30 Harbour Road Wanchai, Hong Kong
Tel: (852) 2850-8990 Fax: (852) 2850-7151
E-mail: hojin@aoba.com.hk HP: <http://www.aoba.com.hk/>

はじめに

1997 年の香港返還は、単に中国へ主権が返還されるという華やかな歴史的セレモニーではなく、「資本主義と社会主義の相反する国家制度が果たして長期にわたって存在していけるのだろうか?」、さらには「イギリス支配下で育まれた香港特有の経済システムや法律システムが、いとも簡単に破壊されてしまう事態に陥らないか?」、という不安に他なりません。この不安というものは、香港に暮らす一般市民にとってだけではなく、この香港および広東省に膨大な資本を投資している海外の投資家そして企業家にとっても例外ではありませんでした。

当時 7 月 1 日の返還が近づくにつれて、こうした不安の声は弊社の顧客の皆様からもたびたびお聞きしました。その都度、公認会計士事務所として明確な意見や予測を出さねばならぬこともありました。その際いつも皆様に毅然として答えていたのが、「香港の法律システムは決して容易に変えることができない」ということでした。香港の法律システムは、単に一冊の本にまとめられた「成文法」のみでなく、英国連邦各国で扱われた膨大な過去の「判例」を積み重ねて出来上がった、いわゆる「判例法 (CASE LAW)」によって支えられている法システムなのです。香港の裁判所において争われる一つ一つのケースは、過去の膨大な判例を判断根拠として裁かれます。それ自体があたかも一つ一つの巨石を積み上げて作られたピラミッドのようなもので、とうてい簡単に崩すことのできるものではありません。法律に関しての最先進国であるイギリスによって支配されてきた香港のシステムは、こういう歴史と法律の重みとが築き上げてきたものだともいえるでしょう。

こうして 1997 年の香港返還セレモニーは成功に終わり、香港市民や海外からの投資家も今までの社会システムに大きな変化はないであろうと安堵していた矢先に、1998 年から 1999 年にかけてアジア通貨危機などの難題がめまぐるしく勃発しました。香港の経済も大きな影響を受け、株式市場は 1997 年のいわゆるバブル期の半分程度にまで落ち込み、失業率が一気に上昇。バブル気味であった不動産市場も半分近くまで下落しました。こういう状況下で、日本企業のなかでも人員削減や工場の閉鎖などのリストラを断行した企業が多く、ついには香港を撤退してしまった企業も少なくありません。広東省で製造業を営む投資家たちにとってもアジア経済危機は過酷な結果となりました。東南アジアの各国が自国の通貨切り下げをやむを得ず断行した中で、香港ドルと人民元はその切り下げをあくまでも実施しなかったこと。その結果、相対的に香港ドルと人民元が高くなり、他国に比べて輸出競争力が減少したこと。これらの影響で「果たして本当に中国広東省地区にこのまま工場を展開していいのだろうか」という疑問が起これ、東南アジアの他の地域に工場移転を考えた日系企業も多かったはず。その意味ではこのアジア通貨危機は、投資家にとって大きな出来事であり、1998~1999 年は試練の年度となったといえるでしょう。

その後、2003 年には中国本土と CEPA (中国本土と香港の経済貿易緊密化協定 / Mainland and Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement) という自由貿易協定が交わされました。2012 年までには 9 回に渡り内容が強化され、香港と中国間の経済における結びつきは益々強まっております。

その間、華南地区を代表するビジネスモデル、来料加工廠も盛んとなりました。日系企業はもちろん、各国の海外企業が香港法人の下、中国にある来料加工廠にて多くの製品を生産。皆様もご存知の通り、中国は世界の工場としてその名を馳せました。

2008 年にリーマンショックが起これ各国がその波に苦しむ中、中国政府は 4 兆元という大規模な景気刺激対策を敢行しました。その結果、中国の GDP は翌年 2009 年は 2008 年に比べ少し

落ちましたものの、2010年には10%を超える伸び率となりました。

香港には大陸からの多くの観光客が訪れるようになり、香港の観光業、小売業が賑わいをみせました。その一方で大陸からの投資も益々盛んになり、香港の不動産価格が高騰。それは現在も続いております。

中国はその頃から来料加工廠を取りやめ、独資転換を図るよう海外企業に働きかけ始めました。来料加工廠は海外企業の工場という位置づけではなく、また中央政府の管轄ではなく、地方政府の管理下にありました。中央政府からは地方政府による変則的な運営、外貨管理・税務・労務等々、様々な問題を抱えているとみなされていたため、来料加工廠の廃止へと動き出しました。

一方では、中国人民も高等教育を受けた人々がたくさん輩出され、中国は産業転換に迫られました。それにより、来料加工廠に多く見られる労働集約型産業は敬遠され、ハイテク産業やサービス産業への転換の推進が図られています。

そう言った中、来料加工廠は着実に姿を消し、独資化が進み、その環境において香港会社の活用法も変わり始めました。従来、中国国内の工場はあくまでも製造活動のみに専念し、香港会社が本社の機能を統括していましたが、中国工場の独資化の結果、香港会社が行っていた根幹機能(たとえば顧客管理、営業、購買、運送の手配、会計処理など)が中国側で行われるようになりました。

これからの香港法人は、中国外からの原材料、製品の輸出入を行う「貿易会社」となり、中国をはじめアジア地区の各地のグループ会社を「統括」する会社として位置づけ、その役割を持つことへと変化を余儀なくされているのではないのでしょうか。

* *

本文は、これから香港および中国華南地区において投資を考えられている方のための入門書として、そして現在すでにビジネスを当地区において運営されている方のための実務ガイドとして作成したものであります。香港はともかくとして、中国広東省の法律や規則は、その地域によって施行方法がまったく異なっていることもありますので、本文の内容の中であくまでも一般論的にしか触れていない箇所もあります。この内容に基づいて具体的な意思決定をする際は、必ず事前に弊社に相談するよう、強くお勧めいたします。

香港投資ガイド

～香港の投資環境と香港法人活用の方法～「なぜ香港なのか？」

海外そして日本から無数の投資家がここ香港にやってきて、なぜこれほど活発な投資活動や商活動を行ってきたのか？香港のもつ「無類のメリット」と呼ばれるものには一体どのようなものがあるのか？過去十数年間にわたり、香港・中国の両地域で日系顧客に高度な専門業務を提供してきた弊社の知識と経験をもとに、まずは香港の概要と特性を紹介します。

第一部 優れた投資環境

1. 行政の不干渉主義「レッセフェール」(経済自由度指標 2019 年:25 年連続 世界第 1 位)

香港は基本的に「レッセフェール(不干渉主義)経済政策」を採用しています。つまり、すべて市場経済の原理に任せて政府としては必要以上の規制を加えない、というものです。よって銀行業、証券業、保険業などの特殊分野を除いて、一般のビジネスのオペレーションに対して行政からの規制やコントロールがきわめて少ないのが現実です。

- ・一般的に海外から香港への投資規制がない
- ・特殊分野を除き、一般的な事業であれば許認可が不要
- ・香港法人は最低資本金 1 香港ドルから設立が出来る(資本金規制がほぼない)
- ・18 歳以上であれば、外国籍であっても取締役 1 名/1 株主で法人設立が可能

2. 低税率国のため税制面によるメリット

加えて、香港は無類の低税率国家であり、支払税金は先進諸外国に比べて負担の軽いものとなっています(事業所得税の最高税率は 16.5%、そして個人所得税の最高税率は 15%)。

それにもかかわらず年間の政府予算を見ても政府財政は安定していますし、公共サービスは非常に充実しています。このあたり、香港政府の巧みな財政政策に感嘆させられます。自由港としての世界的地位を築き上げ、低税率で非常に簡単な徴税システムを数十年間存続させてこられたのは、こういう優れた政策に起因しているのでしょう。

3. 為替管理規制に関して

香港では「為替管理規制」というものは一切存在しません。また近い将来、政府が為替規制を導入するという見通しはさしあたってありません。資金が簡単にそして規制無しで流出・流入できるのは、世界の中でも自由な金融・通貨市場であることの証(あかし)です。

このことは会社の資金を操るに際しても大きな融通性をもたらします。投資家が中国へ投資をする際に、必ず香港を経由させて資金を注入するの、この自由な金融制度のもと安全に資金を移動できるからに他なりません。

- ・香港ドルは米ドルと連動するペッグ制を採用しているため、通貨が安定している。
- ・外貨取引に対して豊富なヘッジ手段がある。(中国本土では限定的)
- ・人民元を含む主要国通貨の送金が可能かつ手数料が安い。

4. 輸出入規制に関して

自由経済地区としての香港の名声と成功は、「輸入に関する規制がほとんどない」ということによるものが大きいでしょう(もちろん薬物や銃器などの規制は存在します)。一方の「輸出」に関しては、GAAT(ガット:関税と貿易に関する一般協定)のルールによって統制されていて、多くの品目(たとえば繊維など)でその加盟国への輸出に数量規制があります。

しかし、それらの品目とその原材料の「輸入」には一切規制が設けられていません(ただし炭化水素、酒類、たばこなどは輸入課税を支払う必要がある)。

5. 法システム

香港の法律の大部分は直接的あるいは間接的にイギリスからもたらされています。非常に多くの判例が適用されているうえに、香港では「司法優先原則」が採用されています。おそらく香港は、極東地域の国の中でも、一般市民が政府の法律違反を堂々と告訴でき、そして勝訴できる数少ない国の一つでしょう。

この優れた法システムが、海外の投資家や商業家への十分な保護を施しているのです。ちなみに中英共同宣言では、1997 年支配権交代の後も、香港の法システムと自治権は 50 年間一切変わらないと謳われています。

6. ビジネスの拠点地(アジアの中心地)

香港は、太平洋地域において本社機能を置く際にもっとも適している場所だと一般的にいらわれていますが、それは東南アジア、韓国、日本、そして中国本土などを結ぶ中心に位置していて、絶好の立地条件であるからです。

時間面を見ても、香港時間(日本との時差は 1 時間)はこれら地域と大きな時差はなく、ニュースや情報の出入に対する検閲や規制がないため、一旦ビジネス関連のニュースが香港を揺るがすと、直ちにこれら商業圏に速やかに行き渡ります。

また、近年海外からの製造業者の生産拠点として成長を続ける広東省珠江デルタ地帯への玄関口でもあり、輸出入などの物流、代金決済、その他各種専門サービスなどのニーズを香港にもたらしています。

第二部 香港進出の組織形態について

海外から香港で組織を設立する際に検討される形態を簡単にご紹介いたします。基本的に香港での会社設立は非常に容易だといわれていますが、租税計画会社法および税法などの面で注意しなければならない点もいくつかあります。

設立業務はやはり弊社のような公認会計士事務所あるいは弁護士事務所などの専門事務所に委託することを強くお勧めします。詳細や必要書類については、[一度弊社へお問い合わせください](#)。

1. 香港会社法のもと設立する「有限公司」

この形態は香港ではもっとも一般的に採用されている会社形態です。いわゆる有限責任会社であり（一般的には中国語表記で「有限公司」という）、私的会社あるいは公開会社の別を問わずに、株式あるいは保証によって有限責任となっています。有限公司は独立したひとつの法人であり、いわゆる「支店」とは区別されます。

一般的に、香港の有限公司設立は約 3～4 週間で完了できます。（銀行口座開設については、各行によりかかる時間が変わってまいります。）一般的に設立時に必要となる書類や情報は以下の通り。

1 社名(Company Name)

英語名（アルファベット）は絶対必要。「Limited」を必ず付ける。漢字名（中国語名）は任意。

2 本店所在地(Registered Office)

会社の登記事務所所在地。

3 営業目的(Type of Business)

香港でいかなる事業も行えるように、営業目的は会社定款に包括的に盛り込まれるが、あらかじめ主要事業だけは決定しておく。

4 資本金(Capital)

授權株式資本額（ここまで会社は株式を発行してもよいという上限額）を最初から好きな額に設定できる。

5 株主(Shareholders)

株主は 1 名以上必要。個人でも法人でもよい。

6 取締役(Directors)

1 名以上必要。少なくとも 1 名は 18 歳以上の「自然人(個人)」。

7 秘書役員(Company Secretary)

香港会社法上定められている役員の一つ。主に会社の法定書類の作成、登記、保管をつかさどる。香港在住が条件。通常は会計事務所や法律事務所が行う。

8 決算日(Financial Year Ended)

会社設立日より 18 ヶ月以内に最初の決算を行う必要がある。以後 1 年ごとに決算。本社の決算日とあわせるなどの特殊なケースを除き、決算日は基本的に変更することができないので注意。

9 銀行口座の詳細(Bank Accounts)

銀行とその支店名、口座の種類、通貨、サインの方式(単独署名、連署、上限額などの細かい規則)の提示。商業登記証が発行されてから実際にお金の入出金が可能になる。

10 監査人および税務代表(Auditors and Tax Representative)

香港の有限会社は会社の規模に関わらず、どんな会社でも毎年の決算時に香港公認会計士の監査が必要。通常、税務申告や税務局との交渉を会社の代わりに行う税務代表もこの監査人である公認会計士が兼ねる。

2. 個人およびパートナーシップ(無限責任会社)

個人の無限責任およびパートナーシップ形態でビジネスを行う場合でも商業登記条例のもと登記を行わなければなりません。これらは上の 1. で紹介した有限責任会社とは違い、法人格のない会社です。つまりこの会社を所有する個人とパートナーは会社の持つ債務と負債とに全責任を有することになります。たとえば弁護士事務所などはその責任を明確化する必要があるために、この形態を取らなければならないことになっています。

これら無限責任会社の登記は非常に容易に完了することができます。しかし、弊社の意見では、この無限責任形態は何か事態が生じれば全責任を負わなければならない個人の無限責任会社であり、法律リスクなどを考えても日本の投資家には適していないと思われ、お勧めしていません。

3. 海外企業の香港支店

基本的に「支店」は、海外企業(日本本社など)の香港における拡張部分とみなされますので、有限公司の登記とは区別されていて、香港会社法第 6 章に定められている事項に基づいて別途の登記プロセスを踏まなければなりません。

海外にあるいわゆる本店(本社)は、この香港支店で発生する債務や負債に対して、全責任を負わなければなりません。これら支店の登記は、提出すべき全書類がすべてすでに英語訳されていれば商業登記手続は比較的短期間(3~4 週間)のうちに完了することができます。

4. 駐在員事務所

駐在員事務所は基本的に会社登記所での登記の必要がありません。つまり香港会社法では網羅されていない組織となります。駐在員事務所を構える場合、唯一税務局商業登記所に届を出して、駐在員事務所としての商業登記証を取得する必要があります。

申請時に必要となる書類は、1) 本社登記簿謄本とその英訳、2) 本社会社定款とその英訳、3) 商業登記証申請用紙となります。

基本的にこの駐在員事務所では一切の商活動を行うことができません。活動が認められている事項としては、顧客の連絡(ただし売買などの交渉であってはならない)や市場調査に限定されており、事務所として顧客へ請求書を発行したり、具体的なマーケティング活動をすることは禁じられています。

第三部 香港法人の活用方法について

前述のとおり、香港進出にはさまざまな会社形態が考えられますが、中でもっとも多く採用されている「有限公司」、いわゆる香港現地法人に焦点をあてます。この現地法人を構えるメリットとは何か、そしてどういった活用方法があるのか以下紹介します。

1. 海外ビジネスに対する日本本社(株主)へのリスクの防波堤

一般的に、海外から香港への投資に特別な規制はありません。たとえば中国へ投資する際に、日本本社からの直接投資とはせずに、香港法人を設立して間接的に投資するケースがよく見受けられます。

中国でビジネスを展開することは、他の地域に比べても非常に難しく、たとえば労使間問題、保税工場の通関問題、移転価格税制などの税制問題などさまざまなリスクが存在しています。したがって、香港会社をいわゆるクッションにすることで本社に跳ね返ってくる各種リスクを防止することができます。



図① 間接投資のストラクチャー

またヨーロッパ諸国あるいはアメリカの顧客と貿易取引を行う際、会社としては常にさまざまなリスクに直面するものです。

たとえば、欧州各国やアメリカなどのダンピング規制強化の問題などがその一例です。一度ダンピング問題が生じてしまうと、日本の本社がそのクレームに立ち向かって反論するにしても、そこにかかる法務費用は莫大なものになってしまうものです。

ところが、香港法人により、対欧米への輸出業務を集中的に行うことで、こういったリスクを避けることもできます。こういう貿易取引において日本よりも資本が低い香港貿易会社によって行われたとなれば、日本の本社として表面に出ることはなく、強いてこの問題にかかわる必要がなくなります。

2. 富の蓄積・優遇税率の享受

それぞれ資産を有する複数の子会社から配当を得るための持株会社として、香港法人を

使うことが多く行われています。香港では、子会社の利益を香港持株会社へ配当として移す際には、この配当収入は非課税であり、さらに香港法人の親会社への配当に対して源泉徴収税などは課せられません。

また中国法人のビジネスが軌道にのり利益を配当する場合においても、香港・中国間の優遇税制および香港は配当収入が非課税である点を利用することで、中国から最終株主である日本本社へ直接配当する場合よりも、多く配当金額を受領することが出来ます。

3. 遺産相続や SPC(特別目的会社)による証券化など

その他、香港法人は上述のような目的で設立されるにとどまらず、煩雑な手続きを要する不動産や事業の証券化や、遺産相続計画に用いるオフショア信託などの高度なタックスプラン目的で使用されることもあります。緻密なストラクチャリングと適切な手順とを踏んで準備を行えば、相続税および贈与税の大きな削減に効果を発揮することができます。

4. グループの金融会社・統括会社として

香港法人は、中国外からの原材料、製品の輸出入を行う「貿易会社」となり、中国をはじめアジア地区の各地のグループ会社を「統括」する会社として位置づけ、その役割を持つことの重要性が注目されています。

香港から出資やリ・インボイスिंगをすることで配当、親子ローンによる各地の子会社のキャッシュフローのコントロール、また海外顧客との契約を締結することにより、万が一の時には、国際的にも実績・信頼がある香港の仲裁制度を利用するなどのリスク回避も可能となります。

また中国法人のみならず、他の海外にあるグループ会社を日本本社からの直接出資とするのではなく、やはり香港を中間の統括会社として利用されるケースがあります。

これは、他の国に比べ資本規制がほとんどない香港法人から資金を必要としている国へグロスボーダーローンを行ったり、利益が出ている海外グループ会社から香港法人へ配当を行ったりとグループ全体の資金繰りを行う金融会社として利用しているからです。

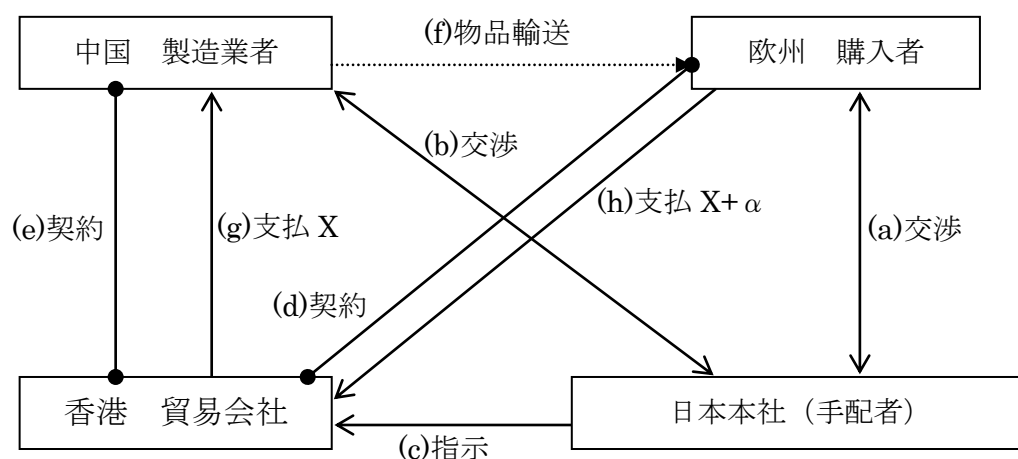
そして、主要通貨や為替リスクのヘッジ手段において多様性がある香港へ、このローンや配当などの資金移動やグループ間取引などで生ずる各国グループ会社の為替リスクを香港法人へ集中させることも目的としているからです。

5. 三国間貿易(リ・インボイスिंग)を行う商社機能 - オフショア取引の意味

香港はその地の利と自由な法システムに起因して、世界でも有数の貿易港として発展を遂げてきました。香港には貿易に関する優れた各種専門業者と支援サービス業者があり、地域内での貿易や他国と貿易をサポートしています。

通常の貿易取引は、輸出者（仕入れ先）と輸入者（販売先）の二国間で行われますが、その間に香港法人が介在し、3国間で貿易取引することをリインボイシングと呼ばれ、実際に香港では、物品を経由させずに書類や決済のみを香港経由で行うような3国間貿易の中継地としても活用されています。

香港会社が行う貿易取引でも香港外の国と国とを結ぶような3国間取引において、リ・インボイシング操作（移転価格）のための書類が正しく作成され、オフショールールに沿って適切に運営されていれば、香港会社（貿易会社）へ送金されて帳簿につけられる香港外を源泉とする収益や収入については、香港では事業所得税が課せられません。これは、当収入が“香港内で生じた利益”でないということ（オフショア利益）に基づいています。リ・インボイシングについて、以下に具体的な一例を挙げます。



図一 2 : オフショア取引例

(説明)

- (a) 手配者は購入者との間で交渉を行い、香港会社によって物が販売されることを盛り込んだ契約書に同意する。
- (b) 手配者は製造業者との間で交渉を行い、香港会社によって物が購入されることを盛り込んだ契約書に同意する。
- (c) 必要なすべての販売および購入の手配を完了し、手配者は香港会社へ決定されたことをそのまま遂行するように指図する。
- (d) 香港会社は、手配者によって同意されている条件とまったく同じ条件で、購入者との間で販売契約を結ぶ。
- (e) 香港会社は、手配者によって同意されている条件とまったく同じ条件で、製造業者との間で購入契約を結ぶ。
- (f) 完成品は製造業者からB国の購入者へ直接輸送される。
- (g) 製造業者は香港会社へ船積書類を送り、香港会社から代金 \$x の支払いを受け取る。
- (h) 香港会社は購入者へ船積書類を送り、購入者から \$x + \alpha\$ の支払いを受け取る。 \$\alpha\$ はつまり香港を源泉としないオフショア利益で非課税。

ー 海外グループ間取引の為替リスクを香港法人に集中させる

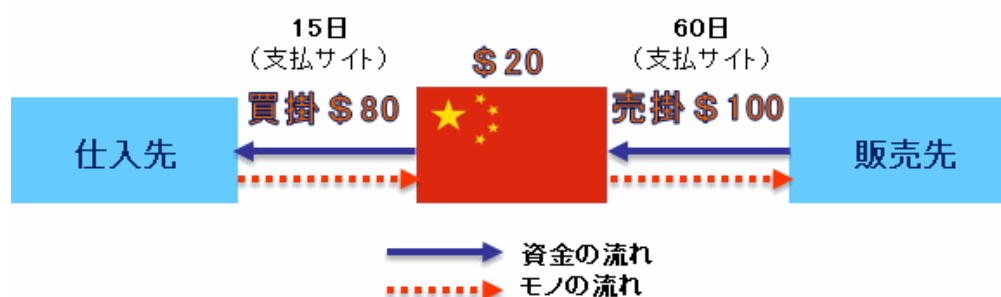
二国間で直接取引でどちらかの国の通貨で取引を行えば、どちらかの国が為替リスクを負うことになります。先述のようにその為替リスクを香港に集中させることが出来ます。ただし、グループ間取引に利用する場合は、日本の移転価格税制に注意する必要があります。

ー サプライチェーンファイナンスの運営

サプライチェーン・ファイナンス(以下、SCF)とは、製品の原材料・部品の調達(仕入れ)から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れである企業のサプライチェーンにおいて、必要な資金をタイムリーかつ低い金融コストなどで行うことを図る金融サービスを指します。

この SCF は銀行などの金融機関が提供していますが、その役割を上述のグループファイナンスのように海外のグループ会社に対して香港法人が代わりに行うよう活用することで、運営の円滑とコストをさらに削減することを主眼としています。

例えば、中国にグループの製造拠点を設立したとします。商流は仕入れ先から材料を \$ 80 で調達、買掛金の支払サイトは15日、その後加工し製造した商品を \$ 100 販売を行い、売掛金の支払サイトは60日、\$ 20 の粗利を稼ぐといったシンプルな流れだとします。

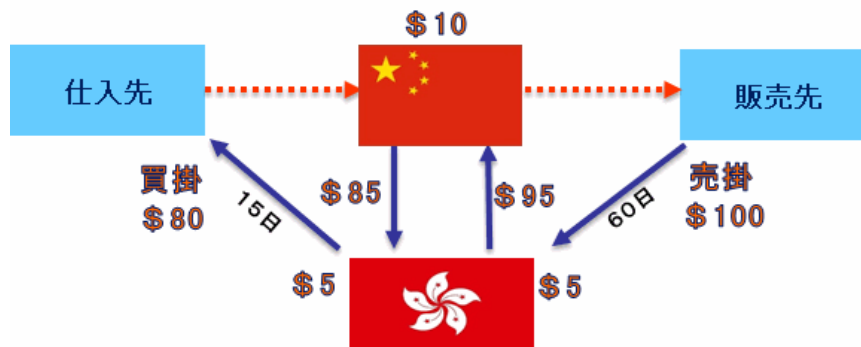


この場合、中国法人が必要とするファイナンス(資金調達)は、

- ・ 掛け取引(\$80/\$100)のファイナンス
- ・ 在庫のためのファイナンス
- ・ 返品リスクのためのファイナンス
- ・ 製造コスト・販管費のためのファイナンス
- ・ 固定資産購入のためのファイナンス

等々、莫大な運転資本が必要となります。

そこで、上述した金融会社としての機能を持たせる香港法人に、この運転資本金の一部を、掛け取引に介在するラインボイスを行うことで負担させます。



・仕入取引: 中国法人が原材料調達にかかった費用を掛け取引\$85 で行い、掛け金の精算タイミングを調節してあげる。(例: 完成品を販売する時まで支払サイトを延長するなど。)

・販売取引: 中国法人が完成品を出荷する時に、ネットィングを行い(\$95-\$85)差額の\$10を支払う。

こうすることで、掛け取引のみではなく、在庫および完成品の返品リスクのファイナンスも実質香港が負担することになります。

またこの手法は、リインボイスという物理的な距離に左右されない取引となるため、中国法人のみならずその他の国の関連会社に対して金融支援を行う事が可能となります。

最後に

もちろん香港会社をどのように活用するかは、それぞれ会社のオペレーションや目的によって違ってきます。持株会社として活用する方法、オフショア貿易の利益蓄積会社として活用する方法、リスクの高いビジネスに活用する方法、その他トラストなどの高度タックスプラン目的で使用する等方法など、一般的に香港会社には多種多様な活用の仕方があります。

これら細かい点については、必ず弊社のような香港公認会計士あるいは弁護士などの専門家のアドバイスを受けることを強くお勧めします

免責事項

1. 本ガイドラインはあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本ガイドラインにおける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。